

目 次

令和6年6月11日（火曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示 1

議会運営委員会委員長報告 1

開会、開議 4

諸般の報告 4

会議録署名議員の指名 4

会期の決定 4

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告 5

（総務建設常任委員会） 5

（教育民生常任委員会） 8

（公共用施設跡地等利活用検討特別委員会） 12

委員長報告に対する質疑 13

（総務建設常任委員会） 13

（教育民生常任委員会） 14

（公共用施設跡地等利活用検討特別委員会） 14

議案の上程、提案理由の説明 14

（議案第1号～同意第1号）

提案理由に対する質疑 19

（議案第1号～同意第1号）

委員会付託（議案第4号～議案第12号） 20

休憩（午前10時30分） 20

再開（午前10時40分） 21

討論、採決（議案第1号～議案第3号） 21

採決（同意第1号） 22

議案の上程、趣旨説明（発議第1号） 23

趣旨説明に対する質疑（発議第1号） 24

討論、採決（発議第1号） 24

休憩（午前１０時４７分）	２４
再開（午前１０時５４分）	２５
議会活性化特別委員会委員の選任（決定第１号）	２５
休憩（午前１０時５６分）	２６
再開（午前１０時５８分）	２６
議会活性化特別委員会の正副委員長の決定	２７
散会（午前１０時５９分）	２７

令和 6 年 6 月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第 47 号

令和 6 年 6 月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6 年 6 月 4 日

土庄町長 岡 野 能 之

- 1、期 日 令和 6 年 6 月 11 日（火）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和 6 年 6 月 11 日（火曜日） 午前 9 時 30 分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和 6 年 6 月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、専決処分の承認が 3 件、条例関係が 5 件、令和 6 年度補正予算関係が 1 件、契約関係が 2 件、計画の変更が 1 件、人事案件が 1 件の合計 13 件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る 6 月 4 日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等につ

いて、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る 6 月 4 日、9 時 30 分より委員会室におきまして、6 月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

会期でございますが、本日 11 日から 18 日までの 8 日間を予定しております。

次に、会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査及び継続審査の結果について、各委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第 1 号から同意第 1 号まで一括して提案理由の説明を受け、質疑を行います。

続いて、議案第 4 号から議案第 12 号を各常任委員会に付託いたします。

次に、議案第 1 号から議案第 3 号の討論、採決を行います。

続いて、同意第 1 号の採決を行います。

次に、発議第 1 号「議会活性化特別委員会の設置について」の趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

12 日から 17 日は休会とし、18 日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑をお願いいたします。

続いて、一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります 5 月 31 日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第 4 号から議案第 12 号までの討論、採決をお願いします。

最後に、議員の派遣についてと、閉会中の継続調査申し出についての採決をお願いしたいと考えています。

スムーズな運営にご協力いただき、6 月議会定例会を終了する予定にしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から 18 日までの 8 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどお願い申し上げます。

令和6年6月11日（火曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（森田哲也）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（鎌田亜由美）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（道下学）
--------------	---------

議事日程 第1号

別紙のとおり

令和6年6月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会、公共用施設跡地等利活用検討検討特別委員会）
- 第4 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町税条例の一部を改正する条例）
- 第5 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 第6 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて
（土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第7 議案第4号 土庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第5号 土庄町監査委員条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第6号 土庄町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第7号 土庄町ふるさと豊島振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第11 議案第8号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第9号 令和6年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第12号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第16 同意第1号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第17 発議第1号 議会活性化特別委員会の設置について

開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

令和5年度土庄町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、令和5年度土庄町港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、土庄町土地開発公社清算報告について3件、配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について3件、配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思います。

諸般の報告は以上です。

会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、6番 井藤茂信君、7番 大野一行君を指名いたします。

会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、6月11日から6月18日までの8日間にいたしたいと思

います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 18 日までの 8 日間と決しました。

閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第 3、閉会中の継続調査及び継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

令和 6 年 5 月 24 日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

まず、税務課から定額減税について説明がありました。

定額減税の目的は、賃金の上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から実施されるもので、納税者および配偶者を含む扶養親族 1 人につき、所得税は 3 万円、個人住民税 1 万円が減額（後ほど、訂正あり）される。税務課は、個人住民税の定額減税について対応し、所得税の定額減税については、税務署の所管となる。

定額減税の実施により、町民税で約 4700 万円の減収が見込まれるが、減収分は全額国費で補填されることになっているとの説明がありました。

委員から、「定額減税について、総務課や健康福祉課も関連するので、税務課だけで対応が難しい。専属の職員を置かないと、クレームや問い合わせの対応に追われて通常業務に支障がでないか心配がある」との意見がありました。

次に、総務課から 3 点説明がありました。

1 点目、定額減税補足給付金（調整給付）事業について、定額減税を補足するものとして、税務課が実施する住民税所得割および所得税納税者が対象の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、差額分を調整給付するもので、対象者は 2600 人ほどを見込んでいる。

財源については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当したいと考えている。

事業スケジュールは、6月議会に事業に係る補正予算を提案し、国の算定ツールを用いて、支給額の算定を行い、7月末から8月に対象者へ支給確認書を送付する予定としており、対象者への実際の支給は、9月以降になると思われるとの説明がありました。

2点目、旧土庄高校跡地整備事業について、今年度で旧土庄高校跡地の造成、とのたる館の整備、土庄第二体育館トイレ整備が完了し、各施設管理・運用が複数課で行われていくので、情報共有および利用者の利便性が図られるよう関係課との連携を進めたいと考えている。

また、周辺自治会より緊急避難所として、とのたる館を開放してほしいとの要望があり、検討したいと考えているとの説明がありました。

3点目、旧湊崎小学校跡地に係るサウンディング型市場調査の実施結果について、現地見学にきた企業が2社、そのうち2社により事業提案があった。

提案の内容については、2件ともに複合施設（宿泊、飲食、交流等）の提案であり、1件目は、既存校舎の歴史をふまえた改修の活用、2件目は、解体して新たに建て替える提案だった。

調査結果の評価として、立地条件は良いことが確認できたが、事業化するには、行政の協力が必要となるなど、市場性については判断できなかった。

今後の進め方については、今回の結果を町ホームページにて公表するとともに、6月下旬に湊崎小学校跡地利用協議会と意見交換を行う予定としているとの説明がありました。

次に、企画財政課から3点説明がありました。

1点目、お出かけ乗合タクシーについて、事業の目的としては、「将来の路線バスの在り方や路線バス以外の可能性を研究するため、四海地区に乗合タクシーの実証運行を行い、交通弱者の掘り起こし調査を行うものである。事業の実施は、小豆島交通へ委託する。

運行範囲は、四海地区から土庄港へ向かう範囲。対象者は、四海地区の住民全員で通勤、通学は利用できない。

運行は1日往復3便で、月水金、運行する。

実証期間は、8月1日から来年1月31日までとなっている。今回の乗合タクシーはあくまで実証実験で、今のところ本格運行は想定していない。

今後は、この結果を元にさまざまな移動手段を模索し、将来の人口減少により路線バスの運行が難しくなった場合などを想定して、費用対効果も含め研究していきたいと考えているとの説明がありました。

委員から予約した利用者がその場にいない場合などの対応をしっかりと検討してほしいとの意見がありました。

その他、へき地（後ほど、訂正あり）に係る総合整備計画の変更についてと

基金条例の設置についての説明がありました。

次に、建設課から 2 点説明がありました。

1 点目、沖之島離島架橋事業について、現在施行中の第 9 工区と第 10 工区の進捗状況についての説明があり、令和 7 年度の事業完成を目標としているが、工程的に大変厳しい状況となっており、令和 8 年度に繰り越すことが想定されとの説明がありました。

2 点目、行者原住宅建替事業について、今年度より第 1 期工事として A 棟新築工事に着工する。入札後審査型一般競争入札により公告を行い、落札者を決定し、6 月議会において契約の締結について議案を提案する予定との説明がありました。

委員から、「太陽光で発電した電気は共用部分のみに使われるという理解でいいか」の質問に、共用部分のみで、残りは売電して住宅修繕等に充てる費用としたいとの回答がありました。

次に、商工観光課から 1 点目、観光庁の補助事業であるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業について、残念ながら一次募集は不採択となったが、新たに二次募集が始まったので、再度、小豆島町とともに申請していこうとしている。

2 点目、タートルフルマラソンについて、KSB 瀬戸内海放送から共同主催者を退きたいという報告があり、土庄町の単独開催となるので、財源確保のため、参加料の値上げを検討しているとの説明がありました。

委員から、「極力赤字にならないよう運営していただきたい」との意見がありました。

3 点目、グリーン・デスティネーションズアワードプログラムの挑戦について、両町で GSTC 認証制度のブロンズ賞取得を目指して取り組んでいる。申請に必要な経費を 6 月議会で提案しようと考えているとの説明がありました。

その他、産学官連携など 5 件の報告がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○総務建設常任委員長（小川務君）

失礼いたしました。2 点ほど訂正させていただきます。

税務課のところで、所得税は 3 万円、個人住民税 1 万円が減税されるが正しいところを、減額と誤ったことを言いました。申し訳ございません。

それと 2 点目、企画財政課のところで、最後のところで、その他へき地に係る総合整備計画の変更についてとのところを、へき地ですね、辺地が正しいところです。すみませんでした。申し訳ございません。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

5月24日に開かれました閉会中の教育民生常任委員会について報告を行います。

まず、教育総務課からは、大鐸こども園建替工事につきまして、学校給食センターエアコン設置工事設計業務委託について、学校給食費について、こどもさくら公園造成工事設計業務委託の4点について報告がありました。

1つ目、大鐸こども園建設工事について、建築・電気・機械設備工事、監理業務委託を5月10日に告示して、24日に開札する。工事3件は一般競争入札、監理業務委託は指名競争入札。このうち、建築工事については、契約金額が5000万円を超える見込みのため、6月議会に諮りたいとのことでした。委員より入札制度について質問があり、執行部からは、「予定価格は事前公表である」と、答弁がありました。

2点目の学校給食センターエアコン設置工事設計業務委託について、給食センターの職場環境の改善を図る必要性から調理室に空調設備の導入を考えていると報告がありました。現在、スポットクーラー4台、大型扇風機2台を使用しているが、35度を超える室温となることもあるため、対策として壁掛け型空調機14KWを整備することにより、30度以下の温室（後ほど、訂正あり）で調理作業ができる環境にしたいとのことでした。予算提案は、6月議会で上程し、来年度当初予算で工事費を計上したいとのことでした。

3点目の学校給食費について、令和6年度は、給食数は872食、賄い材料費は同程度の見込みで、第3子以降補助金は実施期間が3カ月から1年になって672万7895円。なお、対象人数は小学生83名、中学生は46名である。

また、本年度は県地産地消補助金の利用については未定で、町負担額は527万円程度の見込みとなる。このように、おおむね500万円以上の町負担が生じている中で、給食費の徴収により材料費を賄うことを想定すると、30円以上の値上げが必要となる。本町としては、将来的には値上げをせざるを得ないとしても、ぎりぎりまで給食の質は落とさずに、かつ、給食費の値上げは避けたいと考えているが、少しでも町負担を軽減するために当面、教職員の給食負担額のみ30円の値上げをしたいと考えている。教職員の給食負担額を30円増額することにより、町負担額は年間で68万円ほど軽減される。できれば、9月から実施したいと考えているとの説明がありました。

委員より、教職員の給食費の負担増額について「やむを得ない」との意見が出される一方、「教職員の負担にするべきではない。公費で負担するべきだ」と

の意見も出されました。

4点目のこどもさくら公園造成工事設計業務委託については、現在、遊具やベンチ等が整備されている芝生エリア 2500 m²の横側は、駐車場として利用されているバラス敷きのエリアとなっている。広さは 3400 m²ほど。こどもさくら公園の需要が高く、「狭い」との声や、トイレ整備について要望が寄せられている。

また、土庄町総合計画や立地適正化策定時のワークショップ、意見交換会において、中高生の遊び場の確保についても要望があり、老人クラブからもまちなかで集える場所がほしいとの要望がある。そうしたことから、総合計画の重点目標の一つに「こどもさくら公園の整備」を挙げ、今年度、公園の拡張整備のための造成を設計している。

なお、造成に際しては、本町の中心部がおしなべてハザードマップの浸水区域となっている現状に鑑み、粗大ごみ等の中間処理施設建設の造成工事での残土を利用し、土庄第二グラウンドと合わせて整備を行いたいと考えている。本公園の整備計画については、先般、地元の要鉄自治会、淵崎地区自治会連絡協議会に説明を行い、近日中に赤穂屋自治会にも説明する予定としているとのことでした。

委員より、「残土を処分するためのかさ上げ工事（残土ありき）になってはならない」との意見があり、町長から「以前は残土が余っていたが、今は足りない状況にある」と、答弁がありました。

また、委員より「盛り土して 3m にすると、仮に津波や高潮が来たときに、海水の中にポッカリ浮かんだ島みたいになるのではないかな。専門家と相談しながらやるという話だったと思うが、どうなったのか」という質問がありました。執行部からは、「測量設計業務委託のときにお願ひする」と答弁がありました。

また、委員より、「防災公園という限り、公園がどのような防災機能を持つのか定義を明確にするべきだ」との意見が出されました。

健康福祉課からは、価格高騰重点支援給付金（低所得者支援分）事業についてと、知的障がい者グループホームについての2点について報告がありました。

1点目は、価格高騰重点支援給付金事業について説明がありました。所得税・住民税の定額減税を実施するにあたって、所得水準によって定額減税の対象にならない方々に給付金を支給する事業であり、その内容について説明がありました。対象は6月3日時点で、土庄町に住民記録台帳に住所を置き、6年度の町民税が非課税である世帯または、6年度の町民税が均等割のみ課税者と非課税者と構成される世帯が対象となる。ただし、5年度の事業として給付金を受給した世帯、未提出の世帯は対象外となる。

なお、それらの世帯に18歳以下の子どもがいる場合は、加算給付金になるとのことでした。

対象世帯数は、①非課税世帯が 270 世帯、②均等割世帯が 100 世帯、③こども加算は 47 名（24 世帯）を見込んでいるとのことでした。

給付額は、1 世帯 10 万円、こども加算として子ども 1 名につき 5 万円の加算になります。

給付の流れについては、町が今回対象となる方の口座情報をつかんでいないため、確認書を送付し、本人確認や口座情報を添付して、申請していただくことになるとのことでした。

事業開始は、6 月議会で補正予算を計上し、可決すれば 7 月中旬には確認書を発送できると考えているとのことでした。

提出・申請期限については 10 月 31 日を予定。「財源」は、全額、臨時交付金を充当する予定とのことでした。

2 点目は、知的障がい者グループホームについて報告がありました。

知的障がい者グループホームとは、障害のある方の親御さんが高齢や病気になったりして養育できなくなった場合に生活する場所となります。基本的には、会社の寮みたいなもので、各個人の部屋があり、トイレ・風呂・食堂は共同となる施設です。

小豆地区には、平成 26 年に小豆島町二面地区に開設しており、定員 5 名となっております。開設当時より 5 室では少ないということで、増室の要望がありました。

町として、小学校廃校跡などの町有遊休地を提案しておりましたが、決定に至らず、その後、ひまわり福祉会本部の大規模改修工事などの都合もあり、協議ができずにきましたが、令和 4 年度にひまわり福祉会から新たなグループホーム建設について協議依頼があり、両町とひまわり福祉会とで協議を再開し、今回、その建設場所が決定したため、報告するとのことでした。

場所は、土庄町湊崎の小豆島老人ホーム多目的広場の一部となる。地権者は、小豆広域行政組合。建設は、ひまわり福祉会が施工し、両町で建設費用を補助する予定とのことでした。この多目的広場は、小豆島老人ホーム建設当時から湊崎自治会老人クラブのゲートボール場として使用されてきたが、現在ゲートボールからグランドゴルフになり、別の場所を使用していることから、老人ホームの臨時駐車場として年に数回使用している状態になっているとのこと、土地の使用に対し、小豆広域とも協議し、特に今後の使用計画もないため、地元自治会役員ならびに近隣住民への説明を 2 回行い、特段、反対意見もなかったとのことでした。

また、近隣住民の子どもの遊び場となっている点について、今回の利用が土地半分ということで、遊び場も確保できるので、支障がないとのことでした。

今後は、ひまわり福祉会が小豆広域、地元自治会、両町と事業計画を協議調

整しながら進めていく。

部屋数は、グループホーム 7 室、短期入所 2 室、緊急用 1 室の合計 10 室を予定している。手続きは、本年 7 月ごろ、国の補助金を受けるため、ひまわり福祉会が県のほうに補助金交付希望調査を提出し、また、小豆広域議会で土地の無償貸付に関する承認を求め、その後、県の審査会で認められれば、本年 12 月ごろ、国に対し協議書を提出、令和 7 年 7 月ごろ、国から内示をもらえれば、ひまわり福祉会が工事に着手し、順当にいけば令和 8 年 7 月ごろ開設できるものと考えているとのことでした。

住民環境課からは、本年度のカーボンニュートラルに向けた取り組みについて説明がありました。

本年度、土庄町は令和 3 年 3 月に策定した地球温暖化対策実行計画を見直す予定としている。その理由として、この計画は、区域施策編と事務事業編に分かれているが、区域施策編は、令和 3 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」と大きく乖離していること。また、2030 年温室効果ガス削減目標 46% を達成するためには、現行計画の推計方法を見直すとともに、新たな再生可能エネルギーの導入等を検討し、計画に位置付ける必要がある。一方、事務事業編は、地方公共団体が、令和 3 年 10 月に閣議決定された政府実行計画に準じた取り組み、例として公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車の電動車化、LED 照明の導入等の実施についても検討し、計画に位置付ける必要があるとのこと。

なお、令和 5 年度に本町で実施した「公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査」の結果は、事業年度終了後、遅くとも 2 年以内に事務事業編に反映させる必要があるとのこと。区域施策編に改定期限はないが、計画策定に係る補助金の申請期限は 7 年度末までとなっており、事務事業編については、2 年以内に改定する必要があるため、7 年度末までになるとのことでした。補助金については、区域施策編には 4 分の 3 の国庫補助があるが、事務事業編については補助金の交付はないとの説明がありました。

次に、カーボンニュートラルに向けた推進体制の構築については、2050 年カーボンニュートラルに向け、現行の土庄町地球温暖化対策実行計画を改定するにあたり、推進体制を構築するとのこと。

1 つ目は、区域施策編の改定にあたって、有識者、地域の関係者、各種事業者等からなる土庄町地球温暖化対策実行計画策定委員会を設置するとのこと。

策定委員会では、2050 年カーボンニュートラル推進に向けた協議を行うほか、カーボンニュートラルの推進を通じて、産業、暮らし、交通等あらゆる分野の地域課題の解決に向けた施策の検討を行う予定としている。

2 つ目は、事務事業編の改定にあたって、庁内部署間の情報共有、連携等が欠

かせないため、プロジェクトチームを新設し、部署横断的な推進体制を構築する。

町が率先して、政府実行計画に準じた取り組みを実践することで、脱炭素の推進が民間企業、住民等地域に拡大していく「脱炭素ドミノ」が期待されるとの説明がありました。

次に、PPA（電力販売契約）による太陽光発電設備導入の推進について、政府実行計画では、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年には100%導入されていることを目指す」となっており、土庄町では、令和5年度に環境省の補助金を活用した「導入調査支援事業」を実施し、太陽光発電設備の新設または増設が可能な13施設において、PPAによる太陽光発電設備の導入を検討している。しかしながら、PPAによる太陽光発電設備導入に関しては、メリット、デメリットもあることから、町としては、他市町の先進事例を参考にしながら引き続き慎重に進めていきたいと考えているとの説明がありました。

委員より、「以前に町が示した13カ所は確定なのか」という質問については、「PPA業者の判断によるが、耐用年数がないような施設も含まれているため、実際にはもっと減ると思う」と、答弁がありました。

また、「何箇所以上という箇所数の縛りはあるのか」との質問には、「ない」との答弁がありました。「業者の損益分岐点はどこになるのか」との質問に対しては、「明確には把握していない」との答弁がありました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

1点、言い間違いがありましたので訂正いたします。

学校給食センターのエアコン設置のところですね、30度以下の室温で調理作業ができる環境にしたいという説明があったんですが、その部分で私が30度以下の温室というふうに今、述べたということですので、室温の間違いだということで訂正したいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

公共用施設跡地等利活用検討特別委員長 森英樹君。

○公共用施設跡地等利活用検討特別委員長（森英樹君）

おはようございます。

閉会中の令和6年5月13日に、第1回の公共用施設跡地等利活用検討特別委員会を開催いたしましたので、その内容についてご報告いたします。

今回の委員会では、まず総務課長から資料をもとに町内の使用されていない公共用施設（旧小学校、幼稚園、保育所など）計 20 カ所の状況についての説明を受けました。

続いて、委員との質疑応答を行いました。その内容は、各施設の耐震ができているのか、できていないのか重要なので確認の必要がある。

各施設が使われなくなって何年になるのか、また何階建てなのか資料に記載したほうがよい。

プールが残っているが防火用水として使用していないのかチェックが必要だ。

旧耐震基準の建物は貸していないのかとの質問に、貸し付けはしないようにしているとのこと。

旧中央図書館は更地になったが、売却の話はなかったのかとの質問に、売却の話はないが、裏側の集落の道幅が狭いので、緊急車両などが通れるようにしてほしいという意見があったとのこと。

旧小学校や幼稚園の敷地内にいわれのあるもの（植樹したもの、タイムカプセル、記念碑など）、また文化的に価値のあるものがないか確認が必要。

東洋紡跡地のかさ上げは決定ではないのかとの質問に、まずは測量して設計段階で比較して考えたらどうかと考えている。

地元自治会からは、「避難できる場所があったらいい」という話はいただいているとのこと。など、さまざまの点について質疑応答そして意見がございました。

続いて、次の委員会をどのように進めていくか協議を行いました。委員から、「あまり見たことがない施設などがあるので、現状がどうなっているか把握するために一度見に行くのがいいのでは」という提案がありました。その提案に委員から反対はなく、次回は、日程等を執行部、事務局と調整して視察を行うことに決定いたしました。

以上で、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

公共用施設跡地等利活用検討特別委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、公共用施設跡地等利活用検討特別委員会委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（土庄町税条例の一部を改正する条例について）の件から、日程第 16、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、議案第 1 号から、議案第 8 号についてご説明いたします。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「土庄町税条例の一部を改正する条例」について、令和 6 年 3 月 30 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によ

りこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、2 ページから 30 ページになります。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、いずれも国の税制改正による改正でございます。

主な改正は、定額減税の実施に伴う規定を新設するものでございます。

続きまして、議案書の 31 ページをご覧ください。

議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について、令和 6 年 3 月 30 日に専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、32 ページから 33 ページになります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 24 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行おうとするもので、具体的には、固定資産税の課税免除の対象となる設備取得等に係る期限を延長するものでございます。

続きまして、議案書の 34 ページをご覧ください。

議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、「土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、令和 6 年 3 月 30 日、専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、35 ページから 39 ページになります。

地方税施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするもので、具体的には、中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しを実施するものでございます。

続きまして、議案書の 40 ページから 44 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 45 ページをご覧ください。

議案第 5 号 土庄町監査委員条例の一部を改正する条例でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 46 ページをご覧ください。

議案第 6 号 土庄町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例でございます。

公募または入札により行政財産の使用許可をする場合の使用料の額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 47 ページ、48 ページをご覧ください。

議案第 7 号 土庄町ふるさと豊島振興基金の設置、管理及び処分に関する条例でございます。

豊島地域の活性化に共感し、豊島地域を大切に思う人々の寄附を通じて、教育の振興及び福祉の向上を目的に基金を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、議案書の 49 ページから 51 ページをご覧ください。

議案第 8 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは続きまして、議案第 9 号 令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 1 号）を説明いたします。

議案書の 53 ページをお願いします。

第 1 条ですが、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては歳出の際に説明します。

歳出といたしまして、66 ページ、67 ページをお願いします。

2 款、1 項、6 目 企画費の離島振興事業△687 万 2 千円です。国庫補助航路である豊島航路に係る離島航路運営費補助金ですが、額の確定により減額いたします。

次に、2 款、1 項、8 目 自治振興費の自治振興助成事業 44 万円です。唐櫃自治会から自然の家の雨漏り修繕および琴塚自治会からいこいの家の雨漏り修繕の申請があったため、助成金として総事業費の 3 分の 1 を計上するものです。

続いて、2 款 1 項 16 目 定額減税補足給付金事業費の定額減税補足給付金（調整給付分）支給事業 1 億 573 万 5 千円です。物価高騰重点支援の臨交金事業となります。4 万円の定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対し、差額を 1 万円単位に切り上げて支給する事業です。

2 款 2 項 2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費 127 万円です。国が進めている自治体情報システムの標準化に向けて、現在エクセルで管理している償却資産課税台帳のデータを基幹システムへ移行するための人件費および委託料を計上しております。

68 ページ、69 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費の価格高騰重点支援給付金（低所得者支援分）事業 4025 万円です。これも臨交金事業となります。令和 6 年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯へ 10 万円を支給するものです。

また、令和 5 年度事業と同様に、当該世帯の 18 歳以下の子どもに対して、1 人 5 万円を加算して給付します。

続いて、3 款 1 項 3 目 障害者福祉費の障害者福祉事務費 4 万 7 千円です。障がい者の就労支援に係る視察として、東京大学先端科学技術センターへの旅費を計上しております。

続いて、4 款 1 項 3 目 環境衛生費の二酸化炭素排出抑制対策事業 1023 万 5 千円です。カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めるため、基礎となる地球温暖化対策実行計画を策定するための経費を計上しております。

次に、6 款 1 項 3 目 農業振興費の農業振興事業 11 万円です。ふるさと納税担当の兼務職員が行う町産品の PR に係る旅費を計上しております。

続いて、70 ページ、71 ページをお願いします。

6 款 1 項 5 目 農地費の多面的機能支払交付金事業 13 万 3 千円です。前年度の精算により国、県に補助金を返還するものです。

7 款 1 項 2 目 商工業振興費の商工業振興事務費 10 万 8 千円です。ふるさと納税担当の兼務職員が行う町産品の PR に係る旅費を計上しております。

7 款 1 項 3 目 観光費の観光事務費 33 万円です。豊島における外国人観光客の増加に伴い、豊島観光所での案内業務を円滑に進めるため、対応職員を追加配備するための人件費を計上しています。

同じく、3 目 観光団体・イベント助成事業 89 万円です。瀬戸内海タートルフルマラソン全国大会において、瀬戸内海放送が共催から外れたことにより、不足する運営経費を計上するものです。

同じく、3 目 エンジェルロード公園運営事業 167 万 3 千円です。エンジェルロードの売店のエアコンが故障したため、取り換える費用の計上と、エンジェルロード駐車場の整備における実施設計に係る経費を計上しております。

同じく、3 目 持続可能な観光推進事業 290 万円です。小豆島全体としてグリーン・デスティネーションズアワードの認証取得を目指すため、窓口となる小豆島観光協会へ負担金として支出するための経費です。

72 ページ、73 ページをお願いします。

8 款 2 項 2 目 道路新設改良費の単県道路改良事業 407 万円です。県補助金の内示があり、その額に合わせて事業費を見直すため予算計上しております。

続いて、9 款 1 項 2 目 非常備消防費の消防団運営事業 70 万円です。訓練等で使用する角型組立水槽および火点表示用標的について、コミュニティ助成事業助成金を財源として購入するものです。

その下、10 款 1 項 2 目 事務局費の ALT 事業 52 万 9 千円です。現在任用している ALT が 7 月末で退職することになったため、8 月以降の経費の減額と帰国に係る旅費を計上しております。

同じく、2 目 奨学資金貸付事業 468 万円です。申込者の確定により不足分を計上しております。

74 ページ、75 ページをお願いします。

10 款 3 項 1 目 学校管理費の中学校運営事業 118 万 8 千円です。部活動の地域移行に係る各部活動指導者への謝金を計上しております。

10 款 3 項 2 目 中学校の教育振興費、教育振興事業 12 万円です。理科の授業で使用する実験教材の購入に係る経費を計上しております。

続いて、10 款 4 項 2 目 公民館費の公民館運営事業 179 万 3 千円です。4 月の職員退職に伴う欠員補充として、会計年度任用職員を任用するための費用です。

同じく、2 目 公民館維持管理費 29 万 7 千円です。現在、中央公民館 1 階の社会福祉協議会が使用している相談室のエアコンが故障したため、取り替えに係る経費を計上しております。

その下、10 款 5 項 2 目 中央学校給食センター費の中央学校給食センター運営事業 84 万 7 千円です。給食センターの空調設備を整備するため、実施設計に係る費用を計上しております。

53 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございまして、今回の補正額は 1 億 7147 万 3 千円の増額となりまして、補正前の予算額と合計しますと、102 億 4847 万 3 千円となります。

次に、第 2 条 地方債の補正については、58 ページ、第 2 表のとおり 2 事業について変更しております。

補正予算関係については以上です。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

続きまして、議案第 10 号から進めさせていただきます。

議案書の 78 ページ、審議資料 90 ページ、91 ページをご覧ください。

議案第 10 号 工事請負契約の締結についてでございます。

行者原住宅建替事業 A 棟新築（建築）工事について、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社西崎組代表取締役 西崎博史と 1 億 1022 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案書の 79 ページ、審議資料 92 ページから 95 ページをご覧ください。

議案第 11 号 工事請負契約の締結についてでございます。

大鐸こども園建設（建築）工事について、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社佐伯工務店代表取締役 佐伯透と 1 億 92 万 5000 円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書の 80 ページから 88 ページをご覧ください。

議案第 12 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的には、議案書の 81 ページから 88 ページのとおり、令和 4 年 6 月定例会で議決をいただいた令和 4 年度から令和 8 年度の 5 年間計画を変更するもので、7 辺地すべてに「大鐸こども園建設工事」の変更。また、四海地区のみ、「社会資本交付金事業（沖之島架橋）」について変更いたします。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議案書の 89 ページをご覧ください。

同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。土庄町固定資産評価審査委員会委員の坂本正樹氏が令和 6 年 6 月 28 日をもって任期満了となるので、同氏を再任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

本人の略歴については、記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 1 号～同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から同意第 1 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 4 号から議案第 12 号は、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から同意第 1 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託（議案第 4 号～議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 4 号から議案第 12 号の各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号から議案第 12 号の各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 10 分後、10 時 40 分としたいと思いをしますので、よろしくをお願いいたします。

休 憩 午前 10 時 30 分

再 開 午前 10 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）
再開いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 3 号）

○議長（濱野良一君）
これより、討論、採決を行います。
日程第 4、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて「土庄町税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）

○議長（濱野良一君）
反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 1 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）
日程第 5、議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて「土庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につい

て」討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 2 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

採決（同意第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 16、同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任については討論を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。よって、討論は省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第 1 号 土庄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 17、発議第 1 号 議会活性化特別委員会の設置については、議員提案であります。

提出者から趣旨説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

5 番 小川務君。

○5 番（小川務君）

それでは、発議第 1 号の趣旨説明をさせていただきたいと思います。

発議第 1 号の内容については、記載のとおりであります。私が設置を求めようとする理由を申し上げたいと思っております。3 つあります。

まず、1 つ目としましては、改選前の議会活性化委員会からの申し送りとしまして、次期の議会活性化委員会で、引き続き議会基本条例に制定を目指してほしいとされていること。

2 点目、前回の議会活性化委員会で協議し、タブレットを導入しました。しかしながら活用しきれていないのが現状であります。ペーパーレス化だけではなく、幅広い活用を模索する必要があると考えております。

最後に 3 つ目、議会 BCP の必要性についてです。

BCP とは、英語で Business Continuity Plan 業務継続計画の略です。地震などの大規模災害が発生した場合、議会活動を止めることなく業務を継続するために、災害時における議会、議員等の役割や取り組みについて定めた計画のことをいいます。先日、能登地方の石川県輪島市に視察に行ってきましたが、現場の声を聞き、改めて土庄町議会での必要性を強く感じております。私の中では早急に検討が必要だと思っております。

以上のことから本委員会を設置しようとするものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 1 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 議会活性化特別委員会の設置について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩

○議長（濱野良一君）

ここで暫時休憩いたします。決定第 1 号の議案を配布いたしております。
議員の皆さんは一旦、委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 47 分
再 開 午前 10 時 54 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会活性化特別委員会委員の選任（決定第 1 号）

○議長（濱野良一君）

追加日程第 1、決定第 1 号 議会活性化特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本特別委員会委員の選任については、土庄町議会委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。本特別委員会委員の選任については、議長において指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議会活性化特別委員会の委員に、2 番 石井亨君、3 番 宮原隆昌君、4 番 森英樹君、5 番 小川務君、6 番 井藤茂信君、11 番 福本達雄君、以上、6 名の諸君を指名いたします。

○議長（濱野良一君）

お諮りいたします。ただ今指名の諸君を、議会活性化特別委員会委員に決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名の諸君が、議会活性化特別委員会委員に決定いたしました。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、休憩中に議会活性化特別委員会を開催していただき、正副委員長の選任をお願いいたしたいと思います。委員会室にお集まりください。

休 憩 午前 10 時 56 分

再 開 午前 10 時 58 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 121 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）
再開いたします。

議会活性化特別委員会の正副委員長の決定

○議長（濱野良一君）
休憩中に、議会活性化特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので報告いたします。
委員長 小川務君、副委員長 井藤茂信君、以上でございます。

散会

○議長（濱野良一君）
以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
なお、11 時 10 分より、委員会室にて、総務建設常任委員会を開催いたします。
終了後、引き続き、教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

散 会 午前 10 時 59 分